

株式評価の歩み

今 村 修
(金沢国税局長)

〈はじめに〉

本稿は、相続税・贈与税の税務上の株式の評価の歩みを辿る試論である。

相続税法（昭和25年3月31日法律第73号）第22条によれば「この章で特別の定のあるものを除く外、相続、遺贈及び贈与に因り取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。」とされているが、相続税・贈与税の財産評価は、「財産評価基本通達」（昭和39年4月25日付直資56ほか国税庁長官通達「相続税財産評価に関する基本通達」、これが平成3年12月18日付課評2-4ほかにより「財産評価基本通達」と改題された。以下「評価基本通達」という。）等により定められている。

相続税法第22条に規定する「時価」は、「課税時期において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額、すなわち客観的交換価格をいう。」と解されており、評価基本通達1に定める「時価」は「不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいう。」とされている。

すなわち、相続税法第22条に規定する「時価」と評価基本通達1に定める「時価」は同義であるが、評価基本通達は、客観的交換価格を、実務上可能な方法で、しかもなるべく容易かつ的確に算定するという観点から、財産の種類異なるごとにそれぞれの財産の本質に応じた評価の方法を採用している。

財産の客観的交換価値は、必ずしも一義的に確定されるものではなく、これを個別に評価するとすれば、その評価方式、基礎資料の選択の仕方、評価者による判断等により異なった評価額が生じることが避け難く、また、課税庁の事務負担が増大し、課税事務の迅速な処理が困難となるおそれもあるところであり、納税者間の公平の確保、納税者の便宜、徴税費用の節減という見地からみても、あらかじめ定められた評価方法によりこれを画一的に評価する方法には合理性があるというべきである。また、そうした評価方法は、財産の種類に応じて種々の算定方法が想定されるし、評価理論の進歩や社会経済情勢の変化に応じて変遷する可能性を有するのであるから、これを法律によって逐一かつ一義的に定めることは、困難といわざるを得ない。したがって、相続財産の時価の具体的な算定について、あらかじめ定められた評価通達及び評価基準に基づいて評価する方法には合理性があるというべきである（平成7年6月30日・東京地方（行ウ）157）。

この通達は、昭和25年、昭和26年、昭和27年の3年間施行された富裕税(旧)の課税価格計算の基礎となる財産の価額の評価について定めた「財産評価通達」（昭和26年1月10日直資1-5、以下「富裕税財産評価通達」という。）を承継したものである。すなわち、この富裕税財産評価通達が評価基本通達の前身である（先に記したように、評価基本通達は、昭和39年に制定されたが、それまでの間における相続税・贈与税の財産評価は、富裕税財産評価通達を基本とし、この通達と相続税・贈与税に関する年分通達とによっていた。）が、富裕税財産評価通達は、単に現行通達の前身というにとどまらず、そこに現行通達の原型をみることができる。

株式の評価に関していえば、幾多の改正・修正を経ながらも富裕税の財産評価通達における評価の基本的枠組は堅持されてきているからである。ここにその基本的枠組みを示せば次のとおりである。

- (1) 株式を、適用する評価方法に応じて①上場株式②気配相場のある株式③取引相場のない株式に区分する。
- (2) 評価方法のアウトラインは次のとおりである。

- ・ 上場株式 取引価格
- ・ 気配相場のある株式 取引価格
- ・ 取引相場のない株式 株式の発行会社の規模に応じて類似業種比準方式
又は純資産価額方式又はその併用方式

相続税・贈与税に係る株式の評価の歩みは、このような意味で直線的であり、これを一言でいえば、上記の基本的枠組みを基軸とした修正・改正の歩みといえる。

評価の歴史をさかのぼってみると、先に記したように形式的にみれば直線的であり、さほど重要な改正・修正があったようには見えない。しかしながら、改正・修正の内容を一つ一つ跡づけてみると、税務当局及び納税者双方にとって内容的に重要なものが多いことがわかる。タイトルを「歩み」とするゆえんである。

〔注〕 旧富裕税の概要

我が国がかつて実施した富裕税の概要、富裕税制度の経緯及び廃止の経緯は次のとおりである。

(1) 富裕税の概要

イ 実施期間 昭和25年から昭和27年までの3年間（昭和28年廃止）

ロ 納税義務者

(イ) 毎年12月31日午後12時（課税時期という。）において法施行地内に住所又は1年以上居所を有する個人（居住者）

(ロ) (イ)以外の者で課税時期において法施行地に財産を有する個人（非居住者）

ハ 課税価格

(イ) 居住者の場合は課税時期において有するすべての財産（二の非課税財産を除く。）の価額から、債務の金額を控除した金額による。

(ロ) 非居住者の場合は課税時期において法施行地にある財産（二の非課税財産を除く。）の価額からその財産に係る債務を控除した金額による。

なお、みなす所有財産として、信託、定期金給付契約及び生命保険契約上の権利がある。

ニ 非課税財産

- (イ) 国又は地方公共団体において公用又は公共の用に供する土地、家屋及び物件
- (ロ) 墓所、霊廟、祭具及びこれらに準ずるもの
- (ハ) 国宝又は史跡、名勝、天然記念物、重要美術品として認定されたものの価額の合計額のうち100万円までの金額
- (ニ) 専ら学術の研究の用に供する書籍、標本及び機械器具
- (ホ) 生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の動産

ホ 合算課税

夫婦、親と未成年の子又は祖父母と未成年の孫で、生計を一にするものの有する財産は合算して富裕税を計算し、各人の課税価格にあん分した税額を課税する。

へ 免税点 課税価格（合算後）で500万円

ト 税率（超過累進税率）

課税価格	500万円超	1,000万円以下	0.5%
	1,000	2,000	1%
	2,000	5,000	2%
	5,000		3%

チ 評価

（原則） 時価評価（具体的には富裕税財産評価通達によった。）

（特則） 地上権等、上場有価証券、定期金に関する権利等の評価方法を法定とした。

リ 申告及び納付

課税時期の翌年2月1日から同月末日までの間に、申告し納付する。

(2) 富裕税の創設の経緯

戦後の財政再建のため、①昭和21年に財産税及び戦時補償特別税を創設し、②昭和22年には増加所得税を、さらに③昭和23年には取引高税を打ち出すなど、戦後インフレの收拾を図りつつ財政再建に取り組み全国に徴税旋風が吹き荒れた。このような徴税強行を行った結果、国庫は辛うじて予算上の税収を確保することができたが、税務行政に対する納税者の感情は、反税運動に発展した。また、昭和24年度の国税・地方税を合わせた国民所得に対する税負担率は28.5パーセントという高率を示した。

このような状況から昭和24年6月7日池田蔵相は、シャープ博士に書簡を送り、①全体として租税負担は重い、②租税の配分及び税法における税率その他の規定が余りに重過ぎるかあるいは不合理である、③租税は国民の勤労意欲、企業意欲あるいは資本蓄積の大きな妨げとなっていることを強調し、減税の必要性を強く主張した。

これを受けて、シャープ勧告は税務行政の効率化と納税協力の高度化という観点から、所得税の控除の引上げと税率の引下げ（最高税率85パーセントから55パーセント）を行ったが、同時に高額所得層への優遇を是正・補完する目的で富裕税が創設された。また、その機能として次のことが期待された。

- イ 所得税の累進性を確保すること。
- ロ 生産と投資に対する阻害的影響を小さくすること。
- ハ 所得課税から脱落しやすい資産所得を元本で補足すること。
- ニ 富の集中を阻止すること。

(3) 富裕税の廃止の経緯

富裕税は、税務行政上の困難を主な理由として、所得税の最高税率を65パーセントに引上げることを条件に昭和27年分限りで廃止された。また、次のような点も指摘された。

- イ 所得に関係なく税金を支払わなければならないという不合理な点があること。

- ロ 現金や無記名債券などの把握が困難であり、表面に出る不動産所有者に重い負担となり、所有財産の種類間の公平を欠くこと。
- ハ ある程度低率な財産税を課税して、いわゆる無収益財産の所有者に収益財産への転化を勧める効果があるとして同税を導入したが実効が上がらないこと。

〈本稿の構成〉

評価基本通達は、幾多の改正を経て現行の姿に至っているが、この改正の経緯をなぜ改正されたのかという視点に立ってまとめようとしたのが本稿であって、単に事実関係のら列に終始しないよう留意した。

本稿は、株式の評価の基本的枠組みがほとんど変わっていないところから、次の構成とした。

- 第1章 上場株式の評価の歩み
- 第2章 気配相場等のある株式の評価の歩み
- 第3章 取引相場のない株式の評価の歩み

第1章 上場株式の評価の歩み

1 富裕税財産評価通達（昭和26年1月）

富裕税法第14条の規定によれば「有価証券の価額は、証券取引所に上場されているものについては、証券取引法第122条第2項（注）の規定により公表されたその年12月中の毎日の最終価格の平均額による。」こととされ、上場株式を「証券取引所に上場されているもの」と定義した上で、その課税価格を「その年12月中の毎日の最終価格の平均額」としている。ここに、「12月中」とされているのは、課税時期が毎年12月31日午後12時とされていたからである。「12月中の毎日の最終価格の平均額」とされているのは、評価の安全性に配慮したものと考えられる。

〔注〕証券取引法第122条第2項

証券取引所は、大蔵省令で定めるところにより、毎日及び毎月の当該証券取引所の開設する有価証券市場における相場及び取引高報告書を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 評価基本通達（昭和39年4月）

評価基本通達169《上場株式の評価》の定めによれば、「・・・課税時期の最終価格又は課税時期の属する月の毎日の最終価格の平均額のうちいずれか低い方の価額によって評価する。」（下線部分は改正部分）こととされた。すなわち、従前は「課税時期の属する月の毎日の最終価格の平均額」であったものが、この通達によりこの平均額と「課税時期の最終価格」とのいずれか低い方の価格とすることとされた。

この改正の背景と昭和39年の経済情勢及び株価動向は次のとおりである。

○昭和39年の経済情勢

昭和36年秋以降の景気調整政策の効果が実を結び、経済界も活気を取り戻し、自然増収を見込むことができた。その自然増収を減税財源に振り向け、国税、地方税を通じ2,256億円に及ぶ大幅減税を断行した。

○昭和39年の株価動向

昭和39年の東証株価平均は、昭和34年1月5日を100とした場合237.43であり、昭和38年の270.82、昭和37年の266.84、昭和36年の291.17に比べ下落の状況にあった。

東証株価平均（昭和34年1月5日＝100）

区 分	平均値種別	平均値
昭和35年	年平均	209.91
昭和36年	年平均	291.17
昭和37年	年平均	266.84
昭和38年	年平均	270.82
	1月平均	270.15
	2月平均	279.87
	3月平均	289.78
	4月平均	300.80
	5月平均	295.53
	6月平均	291.91
	7月平均	281.74
	8月平均	256.92
	9月平均	252.87
	10月平均	253.74
	11月平均	244.71
	12月平均	231.81
昭和39年	年平均	237.43
	1月平均	240.90
	2月平均	240.21
	3月平均	232.51
	4月平均	229.29
	5月平均	242.42
	6月平均	248.81
	7月平均	250.95
	8月平均	242.29
	9月平均	236.30
	10月平均	228.11
	11月平均	227.82
	12月平均	228.53

3 昭和47年6月改正（昭和47年6月20日付直資3-16によるもの。以下同じ。）

評価基本通達169について、「・・・課税時期の最終価格又は課税時期の属する月以前3か月間の毎日の最終価格の各月ごとの平均額のうち最も低い価額によって評価する。」（下線部分は改正部分）とされた。これによりいわば選択肢が広がり、評価の安全性が増したわけである。

この改正の背景と昭和47年の経済情勢及び株価の動向は次のとおりである。

○昭和47年の経済情勢

昭和46年8月に円とドルの交換を停止するというニクソン声明（いわゆるニクソン・ショック）により、日本は変動相場制へ移行した。大蔵省は、円の変動相場制移行発表と同時に、不況対策をもちこんだ昭和46年度補正予算の編成を明らかにし、さらに昭和47年度予算についても不況克服のため積極的に組む基本方針を明らかにした。

○昭和47年の株価動向

昭和47年の東証株価指数は、昭和43年1月4日を100とした場合282.42であり、昭和46年の179.62、昭和45年の163.48、昭和44年の151.05に比べ大幅に上昇していた。

なお、昭和44年1月と同年12月の指数はそれぞれ206.53と375.24であり1年の間でも相当の開差がみられた。

東証株価平均（昭和43年1月4日＝100）

区 分	平均値種別	平均値
昭和44年	年平均	151.05
昭和45年	年平均	163.48
昭和46年	年平均	179.62
	1月平均	154.02
	2月平均	160.13
	3月平均	170.63
	4月平均	180.98
	5月平均	182.61
	6月平均	192.86
	7月平均	201.63
	8月平均	189.92
	9月平均	180.24
	10月平均	175.87
	11月平均	177.58
	12月平均	188.93
昭和47年	年平均	282.42
	1月平均	206.53
	2月平均	216.07
	3月平均	227.42
	4月平均	243.96
	5月平均	256.16
	6月平均	272.37
	7月平均	289.74
	8月平均	307.58
	9月平均	318.31
	10月平均	328.04
	11月平均	347.57
	12月平均	375.24

一 上場株式の財産取得の時における時価

課税時期における最終価格を原則とし、例外的に課税時期の属する月以前3か月間の各月の毎日の最終価格の月平均額をも採用しているのは、上場株式は、証券取引所における取引価格がそのまま時価を示しているといふこともできるが、一方、証券取引所の取引価格はそのときどきの需給関

係により値動きがあるために、一時点における需給関係による偶発性を排除し、ある程度の期間における取引価格の実勢にも配慮することが、評価上必要であることによる。

相続財産の評価は、原則として相続財産に関する評価基本通達及び相続財産評価基準に基づいて行われており、上場株式会社については、当該株式が上場されている証券取引所の公表する課税時期の最終価格によって評価することを原則とし、その最終価格が課税時期の属する月以前3か月間の毎日の最終価格の各月ごとの平均額のうち最も低い価額を超える場合には、その最も低い価額によって評価するという方法が採られており、右方法は不合理なものとは認められない（平成6年9月26日 千葉地方4（行ウ）1・4（行ウ）28）。

4 平成2年8月改正（平成2年8月3日付直評12ほかによるもの。以下同じ。）

この改正は、昭和39年4月及び昭和47年6月の改正とは、全く質を異にし、当時横行していた行き過ぎた節税策(注)に対処するためのものであり、内容的には“創設”ということができよう。評価基本通達169により、「負担付贈与又は個人間の対価を伴う取引により取得した上場株式の価額は、その株式が上場されている証券取引所の公表する課税時期の最終価格によって評価する。」こととされた。

これについては、次のように説明されている。

「上場株式は、証券取引所における取引価格がそのまま「時価」を示していると考えられるが、その取引価格が相当変動することに配慮し、評価上のしんしゃくとして、課税時期の属する月以前3か月間の各月の毎日の最終価格の月平均額をも考慮して評価額を定めることとしている。

しかしながら、負担付贈与等による財産の取得は、一般の売買取引に準じた対価を伴う経済取引行為であるので、（一般の相続による財産の取得のような偶発的な無償取得であること等に配慮した）評価上のしんしゃくは不要

であると考えられる。そこで、負担付贈与等により取得した上場株式については、評価上のしんしゃくを行わず、原則的な評価方法である課税時期における最終価格によることとしたものである（「財産評価基本通達逐条解説」平成7年度版 大蔵財務協会。）

財産評価基本通達169《上場株式の評価》が、平成2年8月3日付直評12、直資2-203による改正により、負担付贈与又は個人間の対価を伴う取引により取得した上場株式の価額は、課税時期の最終価格によって評価することとしたのは、こうした負担又は対価を伴う経済的取引行為については一般の相続や贈与のような偶発的な無償取得であること等に配慮した評価上のしんしゃくの必要性がないことを明確にし、取得の動機いかんにかかわらず、本来的な時価の評価方法である課税時期の最終価格によることとしたものと解される（平成7年4月27日 東京地方6（行ウ）202）。

〔注〕 当時横行していた行き過ぎた節税策の例

〔設例〕 甲が1億円で購入した上場株式を、乙に6,000万円の負担付で贈与した。

銘柄 A株式

株数 5万株

単価 2,000円（贈与日の終値）

A株式の株価は、当時の株価の高騰により、下記のように推移している。その結果、A株式の贈与日現在における相続税評価額（改正前）は5万株で（1,200円×5万株＝）6,000万円と実勢価額1億円（＝2,000円×5万株）に比べ4,000万円低くなっている。

①贈与月の前々月の終値平均 1,200円

②贈与月の前月の終値平均 1,500円

③贈与月の終値平均 1,800円

④贈与日の終値 2,000円

相続税評価額（①から④のうち最も低い価額） 1,200円

$$1,200\text{円} \times 5\text{万株} = 6,000\text{万円 (総額)}$$

イ 乙に対する贈与税の課税関係

贈与財産価額	負担額	贈与税の課税価格
6,000万円	- 6,000万円	= 0円

⇒ 贈与税課税なし

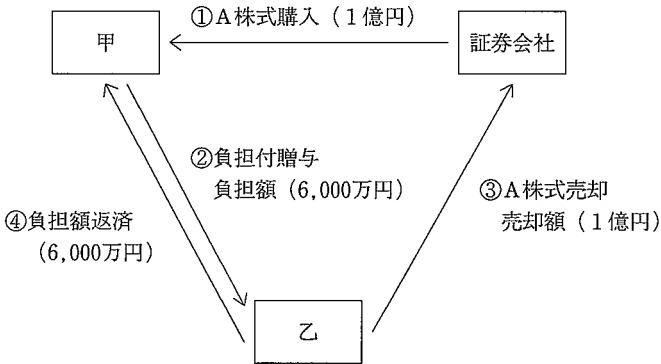
ロ 甲に対する所得税（譲渡所得）の課税関係

収入金額	取得費	譲渡損
〔負担額相当額〕		
の経済的利益		

$$6,000\text{万円} - 1\text{億円} = \triangle 4,000\text{万円}$$

⇒ 他の株式等の譲渡による所得から控除可能

【図解】



第2章 気配相場等のある株式の評価の歩み

1 富裕税財産評価通達（昭和26年1月）

富裕税財産評価通達185《気配相場のある株式の価額》の定めにより、「証券取引所に上場されていない株式で気配相場のあるもの（課税時期を含む年1月1日から引き続き気配相場のあるものに限る。）の価額は、12月中の当該気配相場の平均額によって評価する。」とされた。ここでは気配相場のある株式が定義され、その評価方法が定められた。評価方法は、上場株式と同一である。

2 評価基本通達（昭和39年4月）

(1) 気配相場のある株式について、評価基本通達168《評価単位》等により、次のとおり、その定義が更に明確にされた。

イ（気配相場のある株式とは）証券業協会における店頭売買登録銘柄及び店頭売買登録扱銘柄並びにその他の銘柄で国税局長が指定するものをいう（評価基本通達168《評価単位》）。

(注) 「証券業協会における店頭売買登録銘柄及び店頭売買登録扱銘柄」とは、東京又は大阪の証券業協会の内規により、それぞれの協会に店頭売買登録銘柄として登録された銘柄又は店頭売買登録扱銘柄として指定された銘柄をいう。

ロ 証券業協会における店頭売買登録銘柄及び店頭売買登録扱銘柄以外の株式で気配相場のある株式として国税局長が指定するものは、時事の報道を目的とする日刊新聞に毎日の取引価格が掲載されているもののうち、その株式の発行会社の資本金、株式の分布状況等が証券業協会における店頭売買登録銘柄に準ずると認められるものとする（評価基本通達173《気配相場のある株式についての国税局長の指定》）。

(2) 評価方法についても評価基本通達174により次のように改正された。

気配相場のある株式の価額は、時事の報道を目的とする日刊新聞に掲載されている課税時期の取引価格（その取引価格が高値と安値の双方について公表されている場合には、その平均額。以下評価基本通達176《気配相場のある株式の取引価格の特例―課税時期に取引価格がない場合》までにおいて同じ）によって評価する（評価基本通達174《気配相場のある株式の評価》）。

改正前は、課税時期の属する月の気配相場の平均額とされていたものが、この通達により課税時期の取引価格と改正された。これは、気配相場のある株式は比較的取引数量及び取引回数が少ないので、上場株式のように課税時期後の取引価格をとることは適当ではないと考えられたからである。

3 昭和47年6月改正

評価方法について、評価基本通達174により次のように改正された。

気配相場のある株式の価額は、時事の報道を目的とする日刊新聞に掲載されている課税時期の取引価格（その取引価格が高値と安値の双方について公表されている場合には、その平均額。以下評価基本通達176《気配相場のある株式の取引価格の特例―課税時期に取引価格がない場合》までにおいて同じ。）と評価基本通達180《類似業種比準価額》及び評価基本通達181《類似業種比準価額の修正》の定めによって計算した類似業種比準価額（その株式が評価基本通達189《課税時期において新株引受権等の発生している取引相場のない株式の価額の修正》に定める(1) [株式保有特定会社の株式] 又は(2) [土地保有特定会社の株式] に掲げる場合に該当するときは、その類似業種比準価額を評価基本通達189《課税時期において新株引受権等の発生している取引相場のない株式の価額の修正》の定めにより修正した金額）との平均額によって評価する。ただし、その平均額が課税時期の取引価格を超える場合には、課税時期の取引価格によって評価する。

（評価基本通達174《気配相場のある株式の評価》）

この改正内容を簡単にいえば、改正前は、課税時期の取引価格のみによって評価されていたものが、この取引価格と類似業種比準価額との平均額（取引価格による頭打ち）によることとされた。これは、気配相場のある株式は、①取引数量及び取引回数が少ないこと、②一部の投資家の需給関係によって取引価格が大きく変動する可能性があること等から、これを上場株式あるいは店頭登録銘柄と同一視して取引価格のみによって評価することは課税上必ずしも適当とはいえないため、課税時期の取引価格を上限として、取引相場のない株式の評価方式の一つである類似業種比準方式による価額をも採用し、両者の平均額によって評価することとしたものであると考えられる。

4 平成2年8月改正

(1) 「気配相場のある株式」から「気配相場等のある株式」へ

「気配相場のある株式」という名称を「気配相場等のある株式」に改正した。このカテゴリーに「公開途上にある株式」を追加したためである。

「公開途上にある株式」については、改正前であれば「取引相場のない株式」のカテゴリーに属するが、「公開途上にある株式」は他の「取引相場のない株式」とは異なり、「公開含みの株価形成」という特性を有しており、「取引相場のない株式」と同じ方法で評価することは適当でないため、「気配相場のある株式」のカテゴリーに入れることとされたものである。

気配相場のある株式とは、次に掲げる株式をいう。

イ （略）

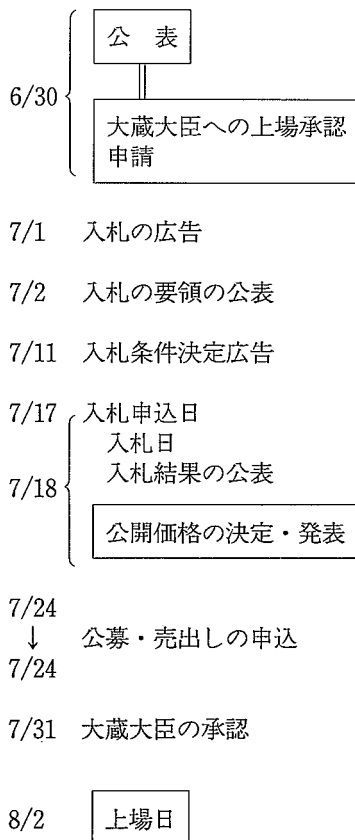
ロ 公開途上にある株式（証券取引所が大蔵大臣に対して株式の上場の承認申請を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式（登録銘柄を除く。）及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式（店頭管

理銘柄を除く。)をいう) (評価基本通達168《評価単位》)。

「公開途上にある株式」は、この改正により新設したものである。改正前においては、株式の公開が明らかにされ、公開価格が決定されている場合においても、株式が上場等される日の前日までは、その株式は「取引相場のない株式」として取り扱っていたが、このような取扱いは、その株式の実質的価値や株式取引の実態にそぐわないものと考えられた。そこで、株式の公開が増加していることに対応し、その株式の実質的価値や株式取引の実態に沿うように評価方法を改めるために新たな区分を設けたものであり、この改正は、昭和61年のN T T株式の上場の際に発せられた個別通達の取扱いを一般化したものであるともいえる。

なお、「公開途上にある株式」として取り扱われる始期は、株式が公開されることを客観的にとらえ得る、証券取引所等による「公表日」と定めており、この公表が行われるのは、上場等の日の約1か月前とされている。

〔参考〕 上場の場合の標準日程表（例）



また、昭和39年4月に「気配相場のある株式」とされた「国税局長が指定する株式」の指定要件について「時事の報道を目的とする日刊新聞に毎日の取引価格が掲載されている・・・」から「日刊新聞に定期的に取引価格が掲載されているもののうち・・・」と改正された。これは、証券情報の充実にはめざましいものがあることから、局長の指定に当たって、より広範に株式取引の実態に応じた指定が行えるように、その範囲を一般日刊紙に限定せず、証券専門紙等の日刊新聞に掲載されて

いるものに拡大したものである。

(2) 評価方法については、次のように改正された。

イ 登録銘柄及び店頭管理銘柄

次のうち最も低い価額

(イ) 課税時期の取引価格

(ロ) 課税時期の属する月の毎日の取引価格の月平均額

(ハ) 課税時期の属する月の前月の毎日の取引価格の月平均額

(ニ) 課税時期の属する月の前々月の毎日の取引価格の月平均額

ロ 公開途上にある株式

公開価格

ハ 国税局長の指定する株式

次のうち低い方の価額

(イ) 課税時期の取引価格と類似業種比準価額との平均額

(ロ) 課税時期の取引価格

(注) 負担付贈与又は個人間の対価を伴う取引により取得した場合には、登録銘柄及び店頭管理銘柄については課税時期の取引価格により評価する。また、国税局長の指定する株式については、課税時期の取引価格により評価する。

このように、負担付贈与等により取得した株式を評価する場合には、課税時期の価格のみで評価し、月平均額等は採用しないこととしているが、これは、負担付贈与は、一般の売買取引と同様、対価を伴う経済行為と認めらるので、このような評価上のしんしゃくは不要であると考えられるからである（これは上場株式のところでも述べたところである。）。

(3) 評価方法について若干敷衍する。

イ 登録銘柄及び店頭管理銘柄については上場株式と同様に選択肢を広げ評価の安全性に配慮したものである。

ロ 公開途上にある株式については、ある程度の株式数について、競争原理の下で形成された公開価格は、いわば客観的な市場価格といえるの

で、公開価格によることとしている。

- ハ 国税局長の指定する株式については、上場株式等に比べて取引量等が少ないため、一部の投資家間の需給関係によって取引価格が大幅に変動することも考えられる。そこで、類似業種比準価額をも考慮することとしている。ただ、実際の取引価格の方が低い場合には、取引価格によることができることとしている。

気配相場等のある株式の改正前の評価方法は、原則として、課税時期の取引価格と類似業種比準価額との平均額によって評価することとしていたのであるが、これは、昭和47年改正の際に、当時の店頭市場の取引状況等を勘案して定めたものである。しかしながら、店頭市場は、大幅な整備と拡充が行われており、上場株式と同様に、取引価格に基づく評価を行うことができる客観的な条件が整ってきたと認められたので、この改正により、上場株式に準じた評価方法によることとしたものである。

また、「公開途上にある株式」については、323ページから325ページに述べた事情により一種の市場価格たる「公開価格」によって評価することとされた。

第3章 取引相場のない株式の評価の歩み

1 富裕税財産評価通達（昭和26年1月）

取引相場のない株式の評価額について通達は、

$$(\text{類似会社比準価額}) \times L + \left(\begin{array}{l} \text{課税時期における} \\ \text{1株当たりの純資} \\ \text{産価額} \end{array} \right) \times (1-L)$$

と定めている。そして「L」は、評価会社の規模に応じて0から1.0まで定められている。

「類似会社比準価額」、「課税時期における1株当たりの純資産価額」についても、具体的に定めている。次にこれを説明する。

(1) Lの割合

次のうち最も高い割合とする。

イ 総資産価額による区分

1千万円未満	1千万円以上 3千万円未満	3千万円以上 7千万円未満	7千万円以上 1億5千万円未満	1億5千万円以上 5億円未満	5億円以上
0	0.20	0.40	0.60	0.80	1.00

ロ 取引金額による区分

5億円未満	5億円以上 20億円未満	20億円以上 50億円未満	50億円以上
0	0.50	0.75	1.00

ハ 従業員数による区分

30人未満	30人以上 100人未満	100人以上 300人未満	300人以上 500人未満	500人以上
0	0.25	0.50	0.75	1.00

(2) 類似会社比準方式

イ 次のそれぞれごとに、いずれか低い方の金額によって評価する。

(イ) 評価会社に配当及び利益がある場合

$$\frac{A \left(\frac{\textcircled{B}}{B} + \frac{\textcircled{C}}{C} + \frac{\textcircled{D}}{D} + 3 \right)}{6} \quad \text{又は} \quad \frac{A \left(\frac{\textcircled{B}}{B} + \frac{\textcircled{C}}{C} + \frac{\textcircled{D}}{D} \right)}{3}$$

(ロ) 評価会社に配当がない場合

$$\frac{A \left(\frac{\textcircled{C}}{C} + \frac{\textcircled{D}}{D} + 2 \right)}{4} \quad \text{又は} \quad \frac{A \left(\frac{\textcircled{C}}{C} + \frac{\textcircled{D}}{D} \right)}{2}$$

(ハ) 評価会社に利益がない場合

$$\frac{A \left(\frac{\textcircled{B}}{B} + \frac{\textcircled{D}}{D} + 2 \right)}{4} \quad \text{又は} \quad \frac{A \left(\frac{\textcircled{B}}{B} + \frac{\textcircled{D}}{D} \right)}{2}$$

(ニ) 評価会社に配当及び利益がない場合

$$\frac{A \left(\frac{\textcircled{D}}{D} + 1 \right)}{4} \quad \text{又は} \quad A \times \frac{\textcircled{D}}{D}$$

〔注〕

A＝評価会社と事業の種類、資産の構成が同一であってかつ収益の状況等が類似する取引相場又は気配相場のある会社（類似会社）の株価

B＝類似会社の1株当たりの配当金額（直前期末以前1年間）

C＝類似会社の1株当たりの利益金額（ " ）

D＝類似会社の1株当たりの純資産価額（課税時期現在）

①＝評価会社の1株当たりの配当金額（直前期末以前1年間）

②＝評価会社の1株当たりの利益金額（直前期末以前1年間）

③＝評価会社の1株当たりの純資産価額（課税時期現在）

- ロ 富裕税財産評価通達の類似会社比準方式の特徴は次のとおりである。
- (イ) 事業内容の類似する複数の上場会社の株価（類似会社の株価）に評価会社と類似会社の1株当たりの「配当金額」、「利益金額」及び「純資産価額」の比準割合を乗じて求めるという基本的なスキームが示されている。（この基本的スキームは現行方式にも引き続き踏襲されている。）
- (ロ) 評価会社の配当又は利益の有無により4つの場合（①配当、利益ともにある場合、②配当のみない場合、③利益のみない場合及び④配当、利益ともない場合）に分け、それぞれの場合に応じて算式を用意している。

すなわち、配当又は（及び）利益がない場合、次表の左側の算式のとおり、類似会社比準方式から配当又は（及び）利益の要素を排除する算式を設けた。これを、配当又は（及び）利益の要素を排除しない算式と比べた場合、排除する算式の方は配当がないことによる評価額（の低下）への影響を排除することができる。この場合、他の残りの要素、次表の例でいえば利益と純資産価額の2つの要素で評価することになるからである。ここには、評価要素を「配当金額」「利益金額」「純資産金額」としながらも、評価（の低下）のために恣意的に操作されやすい「配当金額」「利益金額」の歯止めについての工夫が読み取れよう。

配当の要素を排除する算式	配当の要素を排除しない算式
富裕税財産評価通達	現行方式
評価会社に配当がない場合	配当、利益の有無に関係なく適用される
$\frac{A \times \left(\frac{\text{㉔}}{\text{㉑}} + \frac{\text{㉕}}{\text{㉒}} \right)}{2}$	$\frac{A \times \left(\frac{\text{㉖}}{\text{㉑}} + \frac{\text{㉔}}{\text{㉒}} + \frac{\text{㉕}}{\text{㉓}} \right)}{3}$

ハ (ロ)のそれぞれの場合につき2種類の算式を用意していずれか低い方の金額によって評価することとされている。

一つの算式(21ページ右側の算式)は、類似会社の株価に評価要素の比準割合を乗じて求めるものである。

他の一つの算式(21ページ左側の算式)は、前記の算式によった評価額と類似会社の株価との平均額を求めるものである。これにより評価会社の3つの要素(「配当金額」「利益金額」「純資産価額」)のみによって評価される場合(前記の右側算式)に比べて、評価額が“安定”し、類似会社の株価のウェイトが増すことになる。

(3) 課税時期における1株当たりの純資産価額

総資産価額(会社の有する財産をこの通達による評価方法により評価した価額)	－	対外債務(課税時期を含む事業年度の利益に対する法人税額、事業税額のうち事業年度開始の日から課税時期までの期間に対応する金額を含む)
--------------------------------------	---	---

発行済株式数

なお、同族会社については、Lの割合及び評価方法について、次の特例が設けられている。

イ Lの割合－同族割合による調整

次に定めるLの割合による金額の方が低い場合には、それによる。

同族割合	同族割合7割以上	5割以上7割未満未満	5割未満
Lの割合	0	0.5	1.00

(注) 同族割合 = $\frac{\text{同族関係者の有する株式の合計額}}{\text{評価会社の株式の総額}}$

ロ 評価方法－小数株主の有する株式の評価

同族割合5割以上の会社の株式で、同族関係者以外の者が有するものは、類似会社比準価額を基として評価する。

以上総括すれば富裕税財産評価通達には、取引相場のない株式評価の萌芽があらわれているといえる。

2 昭和39年4月

取引相場のない株式の評価に関して、富裕税財産評価通達の基本的枠組みは堅持しながらも全体として整備された。内容的にいくつかの重要な改正が行われた。特に「配当還元方式」の導入は重要である。

(1) 評価会社の区分とその評価方式（その1）

富裕税財産評価通達は「総資産価額」、「取引金額」又は「従業員数」の基準をそれぞれに適用してLの割合を求め、その中から最も高い割合を採用する方式をとっていたが、これを①資本金1億円以上の会社は「総資産価額」、「取引金額」の多寡にかかわらず「大会社」、②資本金1億円未満の会社は「総資産価額」「取引金額」の多寡に応じて「中会社」、「小会社」とする方式をとった。そして評価方式は、「大会社」は「類似業種比準価額」、小会社は「1株当たりの純資産価額」、「中会社」は「類似業種比準価額」と「1株当たりの純資産価額」の併用方式類似業種比準価額 \times L + 1株当たりの純資産価額 \times (1-L))により評価されることとされた。「中会社」の「類似業種比準価額」と「1株当たりの純資産価額」の併用のウェイト（Lの割合）については、「総資産価額」及び「取引価額」に応じて定められることとされた。

次に関連の通達を示す。

イ 評価基本通達178《取引相場のない株式の評価上の区分》(1)ハ

「大会社」、「中会社」及び「小会社」とは、それぞれ次の表の大会社、中会社又は小会社に該当する会社をいう。この場合において、次の表の「直前期末」とは、課税時期の直前に終了した事業年度の末日をいう。

規模 区分	区 分 の 内 容		直前期末に おける総資 産価額（簿 価ベース）	直前期末以 前1年間に おける取引 金額
大 会 社	課税時期における資本金1 億円以上の会社または右の いずれかに該当する会社	卸売業	10億円以上	50億円以上
		卸売業以外の業種	5億円以上	10億円以上
中 会 社	課税時期における資本金が 1億円未満で右のいずれか 一に該当する会社	卸売業	10億円未満 5千万円以上	50億円 1億5千万円以上
		卸売業以外の業種	5億円未満 3千万円以上	10億円未満 6千万円以上
小 会 社	課税時期における資本金が 1億円未満で右のいずれに も該当する会社	卸売業	5千万円	1億5千万円未満
		卸売業以外業種	3千万円未満	6千万円未満

取引相場のない株式の評価を純資産価額方式により行う場合の直前期末法は、課税時期において仮決算することは困難な場合が多く、他方、直前期末から課税時期までの間に資産及び負債について著しい増減がないときには右の両時点における資産及び負債の金額（相続税評価額と帳簿価額）に近似性が認められることから、直前期末における資産及び負債の金額を課税時期における資産及び負債の金額とみなして行う便宜的方法であり、この評価方法を採用した場合には、評価の対象は、あくまで、課税時期における資産及び負債と解すべきであって、これが直前期末の資産及び負債に限定されるものとする理由はない。

（平成7年3月28日 大阪地方2（行ウ）31）

ロ 評価基本通達183《Lの割合》

・・・「L」は、評価会社の直前期末における総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）または直前期末以前1年間における取引金額に応じて、それぞれ次に定める割合のうち、いずれか大きい方の割合とする。

(イ) 直前期末における総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）に応ずる割合

卸売業	5千万円以上 1億5千万円未満	1億5千万円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満
卸売業以外の業種	3千万円以上 1億円未満	1億円以上 2億5千万円以上	2億5千万円以上 5億円未満
割合	0.25	0.50	0.75

(ロ) 直前期末以前1年間における取引金額に応ずる割合

卸売業	1億5千万円以上 6億円未満	6億円以上 20億円未満	20億円以上 50億円未満
卸売業以外の業種	6千万円以上 2億円未満	2億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満
割合	0.25	0.50	0.75

(2) 評価会社の区分及び評価方式（その2）

取引相場のない株式の評価上の区分として上記(1)のとは別に①「開業前または休業中である会社の株式」と②「清算中である会社の株式」のカテゴリーが設けられ、前者は、純資産価額方式により、後者は清算見込金額の課税時期から分配を受けると見込まれる日までの期間に応ずる年8分の複利現価の額により評価することとされた。

次に関連の通達を示す。

イ 評価基本通達186《取引相場のない株式の発行会社が開業前または休

業中である場合におけるその株式の評価》

取引相場のない株式の発行会社が開業前または休業中である場合におけるその株式の価額は、評価基本通達188《1株当たりの配当金額等の計算》の(6)の定めにより計算した課税時期における1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した価額）によって評価する。

- ロ 評価基本通達188《1株当たりの配当金額等の計算》の(6)「課税時期における1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」

「課税時期における1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」は、課税時期現在における資産をこの通達により評価した価額の合計額から同時期における各負債の合計額を控除した金額を、同時期における発行済株式数で除して計算した金額とする。

（注1）「課税時期における1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算を行う場合には、準備金等に相当する金額は負債とせず、次の(イ)、(ロ)及び(ハ)に掲げる金額は負債として取り扱うのであるから留意を要する。

- (イ) 課税時期の属する事業年度にかかる法人税額、事業税額、都民税額、道府県民税額及び市長村民税額のうち、その事業年度開始の日から課税時期までの期間に対応する金額
- (ロ) 課税時期以前に賦課期日のあった固定資産税の税額
- (ハ) 課税時期の直前に終了した事業年度の利益処分として確定した配当金額及び役員賞与の金額

（注2）「発行済株式数」は、①直前期末における発行済株式数ではなく課税時期における発行済株式数であり、かつ、②その発行済株式数は、その株式1株当たりの券面額が50円以下の金額であるときも、その券面額による実際の発行済株式数であることに留意を要する。

- ハ 評価基本通達187《取引相場のない株式の発行会社が清算中である場合のその株式の評価》

取引相場のない株式の発行会社が清算中である場合におけるその株式の価額は、清算の結果分配を受ける見込の金額（2回以上にわたり分配を受ける見込の場合には、そのそれぞれの金額）の課税時期から分配を

受けると見込まれる日までの期間（その期間が1年未満であるときまたはその期間に1年未満の端数があるときは、これを1年とする。）に依る年8分の利率による複利現価の額（2回以上にわたり分配を受ける見込の場合には、その合計額）によって評価する。

(3) 配当還元方式の導入

従来、非同族会社の有する株式については、会社の規模を問わず全て類似会社比準価額によって評価していた。これは、この取扱いを定めた通達の制定当時（昭和25年～同27年）の上場株価の水準からみて、類似会社比準価額の方が1株当たりの純資産価額より低くなるとみられていたからであろう（評価の安全性）。ところが、経済の発展にともない、上場株価の水準が必ずしも1株当たりの純資産価額より、下回るとはいえなくなってきた。

このような背景を下に、「非同族株主」の所有する取引相場のない株式について、配当還元方式が導入された。

また、この配当還元方式導入の考え方は次のとおりである。

すなわち、上場株式については、同族会社の所有する株式であろうと、非同族会社の所有する株式であろうと、株式の市場の価格は変わらない。しかしながら、取引相場のない株式にあつては株式の保有形態と取引実態からみて、会社の経営を支配している株主とそうでない株主とでは、その株主の所有する株式の経済的価値に差異がある。取引相場のない株式は売買取引の客観的な市場価格がないため、単一的な価格の形成が阻害され、その取引価格の実態は複雑になっているが、だからといって全く価格の拠り所がなくなってしまうわけではなく、取引の実態に応じて特殊な関係者を離れてもそれぞれ形成される価格の根拠がある。これを大きく経営を支配する株主とそれ以外の株主に分けてその特徴をみると、経営を支配する株主にとっては、その有する株式は会社財産の分数的な所有の証書であり、零細な株主にとっては配当という利子を受け取り得る元本債権証書であるとみることができる。このことから、零細な株主即ち非同族株主の株式で

は、その取引実態を配当に着目した投資的な取引と観念することが実態に即していると考えられたので、配当還元価格で評価することとされた。

イ 「非同族株主」の定義

「同族株主」を「その株式の発行会社の株式のうち、株主の1人及びその同族関係者の有する持株割合が30%（最も多いグループの有する持株割合が50%以上である会社にあつては、50%）以上である場合におけるその株式及び同族関係者をいう」と定義し、「非同族株主」はこの「同族株主」以外の株主をいうこととされた。（「配当還元方式」を適用することのできる株主（＝非同族株主）の範囲が現行通達に比べ広い。）

ロ 「配当還元方式」

配当還元価額を次の算式により計算した価額とする。

$$\frac{\text{その株式1株当りの券面額} \times \text{直前期末以前2年間のその株式に係る年平均配当率}}{10\%}$$

ただし、同族株主に適用する原則的評価方式による価額を超える場合には、原則的評価方式による価額で頭打ちとし、年平均配当率が5%未満のもの及び無配のものに係る年平均配当率は5%として計算することとした。これは、無配の場合でも5%とすることとしているのは、会社が企業活動を続けている以上、過去の配当が仮に無配であるとしても評価額を0とすることは実情に沿わないと考えられたからである。（仮に経営が悪化しており、原則的評価方式による評価額が低ければそれによる頭打ちがある）。

ハ 適用関係

「中会社」「小会社」の非同族株主の所有する株式については、「配当還元価額」で評価することとするが、「大会社」の非同族株主の所有す

る株式については、「類似業種比準価額」50%「配当還元価額」50%のウェイトで評価することとされた。

(類似業種比準価額× 0.5+配当還元価額× 0.5)

「大会社」の非同族株主の所有する株式をこのような評価方式としたのは、大会社の場合、その株式が将来上場された場合においては、同族・非同族を問わず株式の市場価格は同一のものとなるので、将来の上場可能性と非上場である現状を考慮したものである。

配当還元方式の推移

ここで若干脇道に逸れ、先走りすることとなるが、「配当還元方式」について、その後の改正をみておきたい（「取引相場のない株式」の流れの中で述べると、「配当還元方式」は、特例的な評価方式であるため、埋没してしまい、わかりにくくなるからである）。

1 昭和47年6月改正

- (1) 「配当還元価額」の適用は、「大会社」については、50%のウエイトが付けられていたが、これを廃止し、「中会社」「小会社」と同じように、100%のウエイトとされた。改正前の「大会社」の評価方法は、将来の上場可能性を考慮した評価方法であったため、納税者の納得が得難かったからである。
- (2) 適用対象を単に非同族株主としていたものを①同族株主のいる会社の同族以外の株主②同族株主のいない会社で株式の所有割合が5%未満のグループに属する株主に限定することとした。これは、配当還元価額は、本来同族会社の非同族株主のような零細株主の取得株式に対する評価の特例的意味をもつものであることから、その趣旨に即応するよう改めたものである。

2 昭和53年4月改正

適用対象株主について次のような改正が行われた。

- (1) 「同族株主のいる会社」については「同族株主以外の株主」のみが対象であったが、これを一定の「同族株主」についても対象とされるよう改正された。すなわち、「同族株主のいる会社」について「中心的な同族株主」がいる場合の「中心的な同族株主」以外の株主で持株割合5%未満の者について対象とされた。このような株主は、同族株主であっても、ほかに事業経営への影響力が大きい中心的な同族株主がいることなどの理由に

より、事業経営への影響が少ないと考えられたからである。

「中心的な同族株主」とは同族株主の1人並びにその株主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族（これらの者の同族関係者である会社のうち、これらの者が有する株式の合計数とその会社の発行済株式数の25%以上である会社を含む。）の有する株式の合計数とその会社の発行済株式数の25%以上である場合におけるその株主をいう。

少し分かりにくいので、図解すると次のとおりである。

(改正前)

会社区分	株 主 区 分	評 価 方 式
同族株主 のいる会 社	同族株主 〔同族株主とは同族関係グルー プが30%（50%以上のグルー プがある場合は50%）以上の 株式を所有する場合のそのグ ループに属する株主〕	原則的評価方式
	同族株主 以外の株主	特例的評価方式 (配当還元価額)

(改正後)

会社 区分	株 主 区 分		評 価 方 式	
同族株主 のいる会 社	同族株主	取得後の持株割合5%以上	原則的評価 方式（純資 産価額につ いては、20 %の評価減 の特例が適 用される場 合がある）	
		取得 後の 特 殊 割 合 5% 未 満		中心的な同族株主がない 場合
		中心的な同 族株主がい る場合		中心的な同族株主
			役 員 そ の 他	特例的評価 方式
	同族株主以外の株主			

(2) 「同族株主のいない会社」についても、改正前は株式の所有割合が5%未満のグループ（株主1人及びその同族関係者のことをいう。）に限定されていたが、これが

イ 持株割合の合計が15%未満のグループに属する株主

ロ 持株割合の合計が15%以上のグループに属する株主のうち中心的な株主がいる場合、その中心的な株主でなく、かつ、持株割合が5%未満の株主

にまで拡大された。このような株主は、その株主の属するグループの持株割合が15%以上であっても、ほかに事業経営への影響が大きい中心的な株主がいることなどの理由により、事業経営への影響が少ないと考えられるからである。

「中心的な株主」とは、同族株主のいない会社の株主で、株主の1人及びその同族関係者の有する株式の合計数その会社の発行済株式数の15%以上である株主グループのうち、いずれかのグループに単独でその会社の発行済株式数の10%以上の株式を有している株主がいる場合におけるその株主をいう。

(改正前)

会 社 区 分	株 主 区 分	評 価 方 式
同族株主の いない会社	少数株主以外の株主	原則的評価 方式
	少数株主 〔少数株主とは、同族関係グループの所有株式割合が5%未満である場合におけるそのグループに属する株主をいう。〕	特例的評価 方式 (配当還元 価額)

(改正後)

会社区分	株 主 区 分			評価方式
同族株主のいない会社	取得後の特株割合の合計が15%以上のグループに属する株主	取得後の特株割合5%以上		原則的評価方式(純資産価額については、20%の評価減の特例が適用される場合がある)
		取得後の特株割合の合計が5%未満	中心的な株主がいない場合	
			中心的な株主がいる場合	そ の 他
取得後の特株割合の合計が15%未満のグループに属する株主				

「配当還元価額」の対象株主は、昭和47年6月及び昭和53年4月と2度にわたって改正されたが、同族株主のいる会社については拡大されてきたのに対し、同族株主のいない会社については、→縮小(昭和47年6月)→拡大(昭和53年4月)してきている。換言すれば対象株主について、よりの絞った精緻なものになってきているといえよう。

3 昭和58年4月改正

「配当還元価額」について、

$$\frac{\text{直前期末以前2年間の配当金額}}{2} \div \frac{\text{1株当たりの資本金の額を50円とした場合の発行済株式数(資本金額÷50円)}}{1}$$

(年配当金額が2円50銭未満の場合は、2円50銭とする。)

と改正された。

これは、昭和56年の商法改正によって券面額と資本金との関係が遊離することとなり、額面1株当たりの年配当率の考え方を評価上用いることができなくなったからである。

年平均配当率⇨年平均配当金額

配当還元方式の推移の項了

(4) 純資産価額方式

基本的には富裕税財産評価通達と同じであるが、次の点が明確にされた。

イ 準備金等に相当する金額は負債として取り扱わない（控除しない）。

ロ 次に掲げる金額は負債として取り扱う。

(イ) 課税時期の属する事業年度に係る法人税額、事業税額、都民税額、道府県民税額及び市町村民税額のうちその事業年度開始の日から課税時期までの期間に対応する金額

(ロ) 課税時期以前に賦課期日のあった固定資産税の税額

(ハ) 課税時期の直前に終了した事業年度の利益処分として確定した配当金額及び役員賞与の金額

(5) 類似業種比準方式

次の算式によって計算した金額のうちいずれか低い金額によって評価することとされた。

$$A \left(\frac{\text{㊸}}{B} + \frac{\text{㊹}}{C} + \frac{\text{㊺}}{D} + 3 \right)$$

$$6$$

$$A \left(\frac{\text{㊸}}{B} + \frac{\text{㊹}}{C} + \frac{\text{㊺}}{D} + 1 \right)$$

$$4$$

〔注〕

A = 類似業種の株価

B = 類似業種の1株当たりの配当金額

C = 類似業種の1株当たりの利益金額

D = 類似業種の1株当たりの純資産価額

㊸ = C × B / C

㊹ = 評価会社の1株当たりの利益金額

㊺ = 評価会社の1株当たりの純資産価額

富裕税財産評価通達と大きく異なる点が2つある。

イ 富裕税財産評価通達は評価会社の配当、利益の有無により4つの場合に分け、それぞれに応じて算式を設けていた。これに対して、改正通達は、評価会社の配当、利益の有無に関係なく、算式を一本とした。

ただし、この算式における評価会社の配当金額は、実際の配当金額如何にかかわらず、評価会社の利益金額に類似業種の配当性向（配当金額／利益金額）を乗ずることによって得られる金額とした。

これは、富裕税財産評価通達においては、配当金額、利益金額ともに恣意的に操作しやすいと考えられていたのに対して、改正通達では、配当金額のみが恣意的に操作しやすいと考えられ、その対応として先に述べたように、実際の利益金額に類似業種の配当性向を乗ずる方式とされた。

ロ 2種類の算式を示し、いずれか低い金額とする方式は踏襲されたが、2種類の算式のうち一つは、基本的に同じであるが、他の算式が改正された。

$$\frac{A \left(\frac{B}{B} + \frac{C}{C} + \frac{D}{D} + 3 \right)}{6} \Rightarrow \text{改正なし}$$

$$\frac{A \left(\frac{\textcircled{B}}{B} + \frac{\textcircled{C}}{C} + \frac{\textcircled{D}}{D} \right)}{3} \Rightarrow A \times \frac{A \left(\frac{\textcircled{B}}{B} + \frac{\textcircled{C}}{C} + \frac{\textcircled{D}}{D} + 1 \right)}{4}$$

改正後は、類似業種の株価を25%のウエイトでカウントされる形となっており、内容の優れている会社（配当金額、利益金額、純資産価額の高い会社）ほどしんしゃくの度合いが大きくなる仕組みになっている。いずれにしても2種類の算式とも、類似業種の株価を25%又は50%のウエイトで直接反映する形になっている。

3 昭和41年12月改正

退職給与引当金について、「純資産価額」及び「類似業種比準価額」（方式）の計算において、負債として取り扱うことが明確にされた。（個人事業の事業用財産を評価する場合も、同様に負債として取り扱われる。）

これは、青色申告法人について損金に認められている退職給与引当金が相続税法にいう「確実な債務」に当たるかどうかという問題であるが、株式評価上も負債に当たるものとして取り扱うこととしたものである。

4 昭和44年7月改正

類似業種比準価額の計算における評価会社の配当金額について次のように改正された。

$$\begin{array}{ccc}
 \text{[改正前]} & & \text{[改正後]} \\
 \textcircled{B} = \textcircled{C} \times \frac{B}{C} & \Rightarrow & \begin{array}{l} \text{評価会社の直前期末} \\ \text{2年間の実際の配当} \\ \text{1年間平均額} \end{array} \\
 \text{直前1年のみで計算} & &
 \end{array}$$

評価会社の配当金額は、恣意性が強く操作可能であるとして利益金額に類似業種の配当性向を乗じて算出した金額としていた。ところが、この方法では利益金額（という要素）を実質的にダブル・カウントすることにより、比準要素としてのウエイトが純資産価額1、利益金額2となる。これでは、利益金額に偏りすぎるところから、これを実際の配当金額に改めることとしたものである。併せて、直前1年間の利益金額により計算していたものを、評価の安全性に配慮して直前2年間の配当金の1年間平均額としたものである。

5 昭和47年6月改正

(1) 会社規模の判定基準

会社規模の判定基準は、昭和39年4月通達により定められたが、この昭

和47年6月通達において、基準の要素等基本的な枠組みはそのままにしながらも、金額について、経済情勢に応じて、次のような改正を行った。

規模 区分	区 分 の 内 容		直前期末における総資産価額（簿価ベース）	直前期末以前1年間における取引金額
大会社	課税時における期資本金1億円以上の会社または右のいずれかに該当する会社	卸売業	20億円以上	80億円以上
		卸売業以外業種	10億円以上	20億円以上
中会社	課税時期資本金1億円未満で右のいずれか一に該当する会社	卸売業	8千万円以上	2億円以上 80億円未満
		卸売業以外業種	5千万円以上 10億円未満	2億円以上 80億未満
小会社	課税時における期資本金1億円未満で右のいずれか一に該当する会社	卸売業	8千万円未満	2億円未満
		卸売業以外業種	5千万円未満	8千万円未満

また、これと連動する形で「中会社」の「類似業種比準価額」と「1株当たりの純資産価額」の併用のウェイト即ちLの割合についても、次の改正を行った。

イ 直前期末における総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）に応ずる割合

卸売業	8千万円以上 2億5千万円未満	2億5千万円以上 10億円未満	10億円以上 20億円未満
卸売業以外の業種	5千万円以上 2億円未満	2億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満
割合	0.25	0.50	0.75

ロ 直前期末以前1年間における取引金額に応ずる割合

卸売業	2億円以上 8億円未満	8億円以上 30億円以上	10億円以上 80億円未満
卸売業以外の業種	8千万円以上 3億円未満	3億円以上 10億円未満	10億円以上 20億円未満
割合	0.25	0.50	0.75

- (2) 「純資産価額」について、評価差額に対する法人税額等相当額の（純資産価額からの）控除が導入された。その導入の理由及びその合理性について次に述べる。

控除する額を算式で示せば

$$\left[\text{純資産価額（相続税評価額による総資産価額）} - \text{純資産価額（帳簿価額）} \right] \times 47\%$$

となる。

このように、純資産価額の計算上、会社資産の評価替えに伴って生ずる評価差額に相当する部分の金額に対する法人税額等相当額を控除することとしているのは、小会社の株式といえども株式である以上は、株式の所有を通じて会社の資産を所有することとなるので、個人事業主がその事業用資産を直接所有するのとは、その所有形態が異なるため、両者の事業用財産の所有形態を経済的に同一の条件のもとに置き換えた上で評価の均衡を図る必要があることによるものである。

なお、法人税額等相当額は法人税の税率改訂に応じて次のように変遷してきている。

$$\begin{aligned} & \text{昭和49.11 (53\%)} \Rightarrow \text{昭和56.9 (56\%)} \Rightarrow \text{昭和59.6 (57\%)} \\ & \Rightarrow \text{昭和62.9 (56\%)} \Rightarrow \text{平成元.4 (53\%)} \Rightarrow \text{平成2.4 (51\%)} \end{aligned}$$

- (3) 「類似業種比準価額」の主要な改正は、次の4点である。

イ 算式の改正

次のように改正された。

$$A \times \frac{\frac{\text{㊸}}{B} + \frac{\text{㊹}}{C} + \frac{\text{㊺}}{D}}{3} \times 0.7$$

改正前においては、2種類の算式を用意し、これで算出した金額のうち、いずれか低い方の金額で評価することとしていたが、この改正により算式を一つにした。これに加えて、改正前の算式の中においても評価上のしんしゃくが内容の優れた会社のみに行われ、しかも、類似業種の株価の50%又は25%をカウントする形であったため、しんしゃくされていることが直截にはやゝ分かりにくかった。

このため、これを内容の如何を問わず、より直截な形でしんしゃくを示すこととしたものである。

なお、0.7としたのは、比準3要素以外にも株価構成要素があること、現実取引市場を持たない株式の評価であることから評価の安全性に配慮（しんしゃく）したものである。

ロ 類似業種株価の取り方の改正

次のように改正された。

[改正前]

課税時期の属する月の
平均株価

⇒

[改正後]

課税時期の属する月以
前3か月の平均株価の
うち最も低いもの

上場株式について課税時期の属する月以前3か月以前の月平均額のうち最も低い価額を採用することができることとされたことから、これとひょうそくを合わせた同様の取り扱いとしたものである。

ハ 評価会社の純資産額の計算の方法

次のように改正された。

[改正前]		[改正後]
総資産（帳簿）		資本金
△負債（帳簿）	⇨	+資本積立金
+準備金・引当金 （退職給与引当金 相当額を除く）		+利益積立金

改正前の方法では、計算に手数がかかることや、例えば、買換えに伴い圧縮記帳引当金を設けているかどうかにより金額が異なること（圧縮記帳引当金を設けた場合、設けない場合すなわち直接減額する場合に比して高くなる。）に配慮し、税務貸借対照表上の貸方勘定により容易に計算できるように方法をとることとした。

ニ 純資産価額による「頭打ち」制度の導入

類似業種比準価額は、上場株価と異なり、市場で形成されたものではなくいわゆる理論値であるため、評価の安全性を考慮して純資産価額で頭打ちとした。

6 昭和53年4月改正

(1) 「純資産価額」における「持株割合50%未満の同族株主グループ等が取得した場合の純資産価額の評価減」の導入

この改正の背景・理由は次のとおりである。即ち、当時、国会その他において、中小企業の相続税負担の問題に関連して、取引相場のない株式の評価方法及び当該株式に係る物納の取扱について、再検討すべき旨の議論がなされていた。当時の相続税の課税事案の中には、戦後30年を経過し、評価会社によっては株主構成に変化が生じ、従来の評価方式をそのまま適用することが必ずしも妥当でない場合も見受けられた。

小会社における同族株主による会社経営の実態は、個人事業者の場合と実質的にはほとんど変わることがないところから、同族株主の評価に当たっては個人事業における財産評価に準じ、会社財産の価額を基として、

その価額を評価することとされていた。

しかしながら、当時の課税事案の中にはワンマンカンパニーでない複数の同族株主グループにより会社経営を行っている小会社があり、このような小会社では同族株主グループの所有株式数だけでは会社を完全支配できないという実態が認められた。そこで、株式の評価額を、このような実態に即したものとする必要があったことから、単独の同族株主グループの所有株式数によって会社支配を行っている場合の支配力との較差を考慮して、持株割合の合計が50パーセント未満である同族株主グループに属する株主の取得株式を純資産価額方式により評価する場合は、20パーセントの評価減を行うこととしたものである。

なお、この評価減は、同族株主がいない会社の株主が、取得した株式を純資産価額方式により評価する場合にも、同族株主の取得株式の評価とのバランス上適用することとした。

また、この評価減は、中会社の株式評価のいわゆる併用方式における純資産価額方式による部分にも適用されることとしたが、これは、中会社は、大会社と小会社との要素を兼ね備えた会社であるところから、評価会社の大きさの程度に応じ純資産価額方式による評価額を取り込むこととしているので、その取り込まれた部分について評価減を行うこととしているものである。20%の評価減ができるケースをまとめると、次表のアンダーラインを付した部分となる。

区 分	評 価 額
大会社	類似業種比準価額又は純資産価額
中会社	類似業種比準価額（又は純資産価額）×Lの割合 + <u>純資産価額</u> ×（1-Lの割合）
小会社	純資産価額（又は類似業種比準価額）×Lの割合 + <u>純資産価額</u> ×（1-Lの割合）

(2) 「類似業種比準価額」におけるCの計算方法の改正

次のように改正された。

[改正前]	⇒	[改正後]
直前期末以前1年間の金額		直前期末以前1年間の金額又は直前期末以前2年間の平均額のいずれか低い方

これは、直前期末以前2年間の平均額も採用できるようにすることにより、経常的な収益力に着目した評価としたもので、評価の安全性に配慮したものである。

7 昭和58年4月改正

(1) 小会社の株式の評価について、次のように改正された。

[改正前]	⇒	[改正後]
純資産価額		純資産価額 又は $\text{純資産価額} \times 50\% + \text{類似業種比準価額} \times 50\%$

これは、事業規模が小規模であるとはいえ、営利を目的とする会社として機能している以上は、その株式評価に当たって、財産価値評価の純資産価額と収益性を反映した類似業種比準価額とをいずれにも偏らないよう同じウエイトで考慮することとし、純資産価額方式を評価方式の基本に据えながらも、類似業種に比準する形で企業の収益性を評価額に反映させることが合理的な考え方であると認められることによるものである。

小会社の株式評価について、上記のように企業の収益性を反映させることとしたのは、税制調査会の「昭和58年度の税制改正に関する答申」による小会社の株式評価についても、「現行の評価体系の枠組みの中で、収益性を加味することが適当である。」との線に沿って改正したものである。

また、これに連動する形で、中会社のLの割合が0.25から0.50に改正さ

れた。

- (2) 「純資産価額方式」における法人税額等相当額控除の不適用の導入
 行き過ぎた節税策(注)を排除するため、評価会社の中に現物出資により著しく低い価額で受け入れた株式がある場合には、法人税額等相当額は控除されないこととされた。

〔注〕 行き過ぎた節税策の例(財産評価基本通達逐条解説平成7年度版)

〔設例〕

被相続人甲は、金融機関からの借入れによる現金10億円を出資して第一同族会社であるA社を設立する。

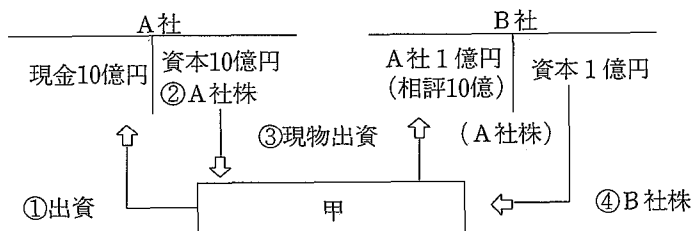
(図中①、②)

次に第一同族会社であるA社の株式の全部を現物出資して第二同族会社であるB社を設立する。

(図中③、④)

B社は、A社の株式を著しく低い価額で受入れする。

【図解】



イ 甲の相続財産

甲の相続財産は、現金10億円からB社株式になり、B社株式の評価は、 $10億円 - (10億円 - 1億円) \times 51\% = 5.4億円$ となる。

ロ B社株式

B社株式を純資産価額方式で評価する場合、評価差額に対する法人税

等に相当する51%相当額が控除されるため、A社株式を現物出資により備忘価額で受け入れたときは、A社株式がB社株式に振り替わっただけで評価額が半減するという極めて不合理な結果となる。

(3) 「類似業種比準価額」について、次の改正が行われた。

イ 業種分類選択の弾力化

改正前は、評価会社の業種が小分類、中分類又は大分類の中に該当する業種があれば、その業種の株価、配当金額、利益金額、純資産価額により、類似業種比準価額を算出していたが、これを「納税義務者の選択により、類似業種が小分類による業種目にあつてはその業種目の属する中分類の業種目、類似業種が中分類による業種目にあつてはその業種目の属する大分類の業種目をそれぞれ類似業種とすることができる。」(評価基本通達181《類似業種》)こととした。

これは、より上位の分類の業種目をも類似業種とすることにより、企業の事業内容の多角化傾向に対応させたものである。

ロ 類似業種の株価選択の弾力化

改正前は、課税時期の属する月以前3か月の平均株価のうち最も低いものとされていたものが、これに前年(1月-12月)平均株価も加え4つの平均株価の中から選択できることとしたものである。

これは、類似業種の株価の一時的な変動による影響を従来以上に緩和させることのほか、別に各年ごとに定める類似業種の3つの比較要素(配当、利益、簿価純資産)が標本会社の前年(1~12月)の数値によって計算されることとの関連性をも考慮し、前年(1~12月)の平均株価を選択できることとしたものであり、これにより、安定した株式評価が得られることになった。

[注] 類似業種及び類似業種の株価等の算定の基となるそれぞれの業種目は、原則として、全国の証券取引所のいずれかに株式を上場している会社について、毎年、それらの会社の事業内容に応じて、日本標準産業分類による業種区分を参考に分類の上、複数の上場会社からなる業種目について定めたものであり、各業種目に該当する上場会社を標本会社として類似業種の1株当た

りの株価、配当金額等を算定している。

8 平成2年8月改正

- (1) 「取引相場のない株式」の評価会社に関して行き過ぎた節税策(注)を排除し、評価会社の資産保有の実態や営業の状況等を明確に反映させるため、評価上の区分として昭和39年4月通達により設けられた「開業前又は休業中の会社」及び「清算中の会社」に加えて「株式保有特定会社」「土地保有特定会社」「開業後3年未満の会社」及び「2要素以上0の会社」の4つのカテゴリーを新たに設け、純資産価額方式により評価することとされた。

ここで、「株式保有特定会社」とは、総資産価額に占める株式等の価額が25%以上の会社（中会社、小会社の場合は50%）「土地保有特定会社」とは、総資産価額に占める土地等の価額が70%以上の会社（中会社の場合は90%、小会社の場合は70～90%）、「2要素以上0の会社」とは、課税時期直前3年間の1株当たりの「配当金額」、「利益金額」及び「簿価純資産価額」のうちいずれか2以上が0の会社と定義された。

〔注〕 行き過ぎた節税策の例

イ 「株式保有特定会社」により対応する例

概ね次のような手続きにより株式をオーナーから持株会社へ移転して相続税の評価額を圧縮しようとする節税策である。

- (イ) 大量の上場株式を所有するオーナー株主が自己の所有する株式を購入する持株会社（A法人）を設立する。

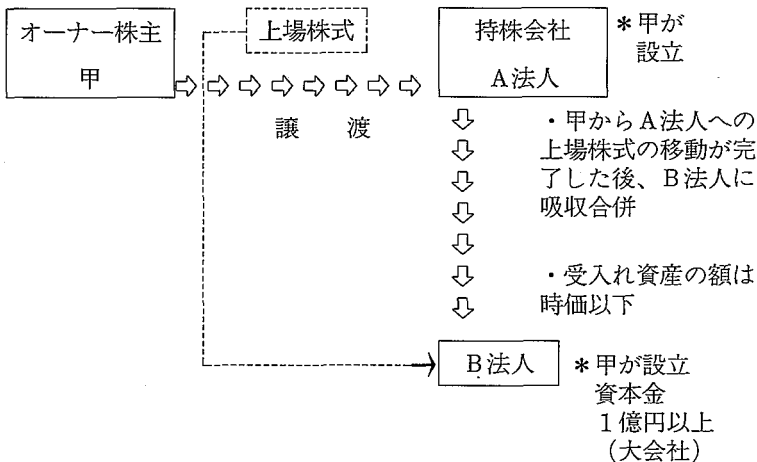
A法人は、株式購入資金を金融機関からの融資により調達し、オーナー株主が市場に放出した株式を市場価格により購入する。オーナー株主の当該株式の譲渡に係る所得税は源泉分離課税を選択して、その譲渡収入の1%で完結させる。

A法人は、株式の譲渡により多額の収入を得たオーナー株主からの

増資払込を受けて金融機関からの借入金を返済する。

(ロ) 次に、オーナー株主はA法人とは別法人のB法人を設立し、B法人はオーナー株主からA法人への株式の移動が完了した後にA法人を吸収合併してA法人を消滅させる。B法人はA法人からの受入れ資産の額を時価以下の金額で受入れ、資本金を1億円以上（大会社）とする。

このようにして、オーナー株主は上場株式をB法人に所有させ、B法人を通じて上場株式を間接所有し、当該上場株式の価額はB法人株式の価額である類似業種比準価額にすり替わることによって、評価額の引下げが達成される。



* 1 B法人は、実態はオーナー株主「甲」の上場株式を保有。

2 しかし、B法人の株式の価額は類似業種比準価額となるため評価額の引下げが図れる。

ロ 「土地保有特定会社」により対応する例（下記の“純資産の相当部分が土地のケース”）

既に述べたとおり、相続税・贈与税における取引相場のない株式の評

価は、原則として、「純資産価額方式」「類似業種比準価額方式」又は「それらの折衷方式」のうちのいずれかで評価することとなっている。これらのうち「類似業種比準価額方式」による評価額の基となる評価会社の数値（比準要素）は、1株当たりの「配当」「利益（所得）」「純資産」であるから、これらの3つの比準要素が低ければ低いほど評価額が低くなり、3つの比準要素のすべてが零（マイナスも零とする。）とすることができれば、その評価額は零となる。

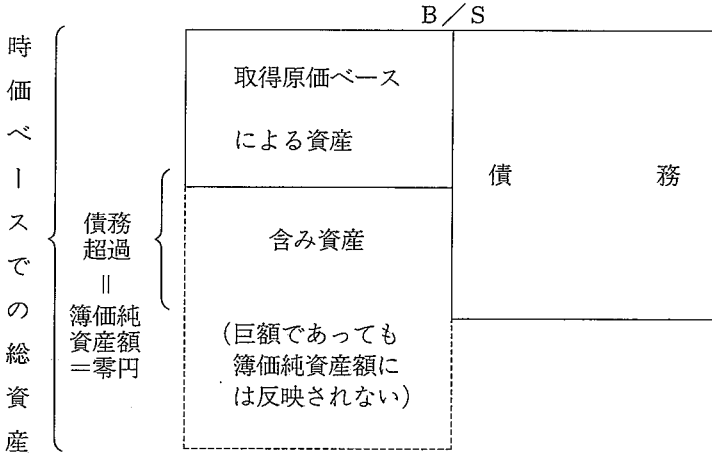
ところで、これらの比準要素のうち「純資産」は「簿価純資産」であり、含み資産を反映しないところでの純資産であるため、多額の含み資産を有する会社であっても、「配当」「利益」を零円とし、取得原価ベースでの債務超過の状態を創出して「純資産」額を零円とすることにより3比準要素のすべてを零としておけば、類似業種比準価額方式による評価額を零円とすることができる。

（類似業種比準価額の算式）

$$\text{類似業種の株価} \times \frac{\text{1株当たりの}}{3} \times 70\%$$

<table style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">評価</td> <td style="padding: 2px;">評価</td> <td style="padding: 2px;">評価</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">会社</td> <td style="padding: 2px;">会社</td> <td style="padding: 2px;">会社</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">の</td> <td style="padding: 2px;">の</td> <td style="padding: 2px;">の</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">配当</td> <td style="padding: 2px;">利益</td> <td style="padding: 2px;">純資産</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">—</td> <td style="padding: 2px;">+</td> <td style="padding: 2px;">—</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">+</td> <td style="padding: 2px;">—</td> <td style="padding: 2px;">+</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">類似</td> <td style="padding: 2px;">類似</td> <td style="padding: 2px;">類似</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">業種</td> <td style="padding: 2px;">業種</td> <td style="padding: 2px;">業種</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">の</td> <td style="padding: 2px;">の</td> <td style="padding: 2px;">の</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">配当</td> <td style="padding: 2px;">利益</td> <td style="padding: 2px;">純資産</td> </tr> </table>	評価	評価	評価	会社	会社	会社	の	の	の	配当	利益	純資産	—	+	—	+	—	+	類似	類似	類似	業種	業種	業種	の	の	の	配当	利益	純資産	\times	$\times 70\%$
評価	評価	評価																														
会社	会社	会社																														
の	の	の																														
配当	利益	純資産																														
—	+	—																														
+	—	+																														
類似	類似	類似																														
業種	業種	業種																														
の	の	の																														
配当	利益	純資産																														

(簿価純資産額=零円となる場合)



- (2) 「純資産価額方式」における土地建物等の評価に関して、課税時期前3年以内に取得されたものについては、課税時期における通常取引価額に相当する価額により評価することとされた。

これは、評価会社が課税時期の直前に取得し、「時価」が明らかにわかっている土地等や家屋等については、その「時価」の把握が容易であることなどを考慮し、更に個人事業者等に適用されている租税特別措置法第69条の4との権衡をも考慮して、このような取り扱いによることとしたものである。

- (3) 「純資産価額方式」により、評価会社が有する株式を評価する場合には、法人税等相当額は控除しないこととした。

もともと法人税等相当額を控除するのは、株式の所有を通じる会社の資産の所有の場合と事業用資産の場合との評価の均衡を図るためである。

従って、評価会社の所有する株式について、このような控除がないのはこの趣旨から当然である。

9 平成6年6月改正

(1) 「会社規模の判定基準」の改正

取引相場のない株式の価額は、会社の規模に応じて、大会社・中会社・小会社に区分して評価することを基本理念としている。そして、この基本理念どおりに取引相場のない株式が適正に評価されるためには、会社の実情がこの大会社・中会社・小会社の理念に即応するように適切になされている必要がある。しかしながら、この会社規模区分の基となる各基準金額は、昭和47年の見直しを最後に見送られている。その結果、例えば、昭和39年の通達制定直後及び同47年の見直し直後には、大会社に区分される会社数は全体の2～3パーセント程度であったものが、現在では卸売業以外の業種の場合は15パーセント程度に達している。また、中会社の小に区分される会社が70パーセントを超えるなど、各会社の理念に即応した区分基準とはいえない。

さらに、会社の保有資産が100億円を超える財産保全会社も設立されており、会社規模区分の基となる各金額基準のうち資本金基準や純資産価額基準は、各会社の理念を必ずしも的確に反映しているとはいえないことから、次のように改正された（下線部分は改正部分）。

規模 区分	区 分 の 内 容	純資産価額 (帳簿価額 によって計 算した金 額) 及び従 業員数	直前期末以 前1年間に おける取引 金額	
大会社	従業員数が100人以上会社 または右のいずれかに該当す る会社	卸売業	20億円以上 (従業員数50人 以下の会社を除く)	80億円以上
		卸売業以外業種	10億円以上 (従業員数50人 以下の会社を除く)	20億円以上
中会社	従業員数が100人未満会社 で右のいずれかに該当する会 社	卸売業	8千万円以上 20億円未満 従業員数が10人 以下の会社を除く)	2億円以上 80億円未満
		卸売業以外業種	5千万円以上 10億円未満 (従業員数10人 以下の会社を除く)	8千万円以上 20億円未満
小会社	従業員数が100人未満会社 で右のいずれにも該当する会社	卸売業	8千万円未満又従業 員数10人以下	2億円未満 2億円未満
		卸売業以外業種	5千万円未満又従業 員数10人以下	8千万円未満

この改正のポイントは次の2点である。

イ 資本金1億円基準の廃止と従業員100人基準の導入

会社規模は企業として社会的に機能し、活発に営利活動を行っている状態の大きさを意味するが、現在においては、資本金1億円以上の会社を大会社とする基準は、このような企業活動の実態を適切に反映するものとはいえないものとなっていることから、大会社の判定基準を改正前の資本金

1億円基準に代えて、従業員100人基準が導入された。

なお、従業員数基準は、企業活動の実態を適切に反映する基準として既に中小企業基本法において「中小企業」の定義として使用されているものである。また、従業員規模100人以上が大会社とされたのは、資本金1億円以上である会社の平均従業員数が、概ね100人強と認められる（法人企業統計）ことによっている。

ロ 総資産価額基準に加味する従業員の規模

会社規模を区分する総資産価額基準についても、資本金1億円基準と同様に単独の基準とする場合には必ずしも企業活動の実態を反映するものとはいえないため、これに従業員数を加味し、総資産価額が大きくても、従業員数が50人以下の会社は大会社には該当しないものとされ、従業員数が10人以下の会社は中会社には該当しない（小会社に区分される）ものとされた。

なお、取引金額基準については、取引金額そのものが企業活動の成果を示すものであることから、従来どおり単独の基準とされている。

これは、前回改正（昭和47年6月）の単に金額を変えただけの改正とは異なり、判定基準の考え方をかえたものといえよう。

(2) 中会社の区分の細分化とLの割合の引上げ

次のように改正された。

〔改正前〕 〔改正後〕

大：0.75 大：0.90

小：0.50 ⇨ 中：0.75

 小：0.60

これは、1.大会社、中会社、小会社相互間の評価をなだらかにするとともに、2.Lの割合については、小会社との対比で中会社の割合を0.60とし全体のバランスを図ったものである。

10 阪神・淡路大震災に伴う臨時特例

平成6年1月阪神・淡路大震災が発生したが、現行の評価方式では、震災の影響が加味されないところから、一定の株式については、震災の影響が加味されるよう現行通達の特例として「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律に規定する特定株式等の評価について」通達が定められた。

その規定は次のとおりである。

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律に規定する特定株式等の評価について

イ「純資産価額」

指定評価地にある土地等については、課税時期ではなく、大震災発生直後における価額により評価することとされた。

ロ「類似業種比準価額」

評価会社の「配当金額」「利益金額」「簿価純資産価額」について、大震災の発生を含む事業年度の見積利益金額を加味することとされた。

【評価基本通達の評価方法と大震災の発生直後の価額の評価方法との比較】

配当金額	評価 通達	直前期末以前2年間の配当金額 $\frac{\quad}{2}$
	大震災の発生直後の価額	$\left(\frac{\text{直前期末以前1年間の利益金額} \quad 1/17 \text{を含む} \quad \text{積利益金額}}{2} \right)$ 直前期末以前2年間の平均配当率
利益金額	評価 通達	直前期末以前1年間の利益金額（又は2年間の平均利益金額）
	大震災の発生直後の価額	$\left(\frac{\text{直前期末以前1年間の利益金額} \quad 1/17 \text{を含む} \quad \text{積利益金額}}{2} \right)$ 直前期末以前2年間の平均配当率
簿価純資産価額	評価 通達	直前期末 直前期末現在 直前期末現在 現在の+の資本積立+の利益積立 資本金額 金額 金額
	大震災の発生直後の価額	直前期末 直前期末現在 直前期末現在の利益積立金額 現在の+の資本積立+の利益積立金額 見積利益金額（※）を基に 一法人税申告書別表5（1）による調整額 (注)法人税申告書別表5（1）の調整は、見積金額（※）が欠損となる場合にのみ行う。

本稿の執筆に当って小澤治氏及び平井伸治氏から資料の収集などのご協力を得た。ここに記して感謝の意を表したい。なお、意見にわたる部分は個人的な見解であることお断りしておく。

〔参 考〕

昭和39年4月の財産評価通達制定以後の株式関係の評価基本通達等の改正の概要は次の表のとおりである。

財産評価基本通達（株式関係）等の改正の経緯〔概要〕

改 正 年	改 正 内 容
昭和39年	<p>I 上場株式の評価方法の改正</p> <p>【改正前】 課税時期の属する月の毎月の最終価額の平均額</p> <p>【改正後】 課税時期の最終価額又は課税時期の属する月の最終価額の平均額のうちいずれか低い方の価額</p>
	<p>II 気配相場のある株式についての評価方法の改正</p> <p>【改正前】 課税時期の属する月の気配相場の平均額</p> <p>【改正後】 課税時期の取引価額</p>
	<p>III 取引相場のない株式の評価方法の改正</p> <p>(1) 評価会社の区分と株式評価の変更</p> <p>【改正前】 $(\text{類似会社比準価額}) \times \left[\frac{\text{課税時期における1株あたりの純資産価額}}{\text{産価額}} \right] \times (1-L)$ (「従業員数」の基準をそれぞれに適用して、その中から最も高い割合を採用する方式)</p> <p>【改正後】 (1) ①資本金1億円以上の会社は「総資産価額」、「取引金額」の多寡にかかわらず「大会社」、②資本金1億円未満の会社は「総資産価額」、「取引金額」の多寡に</p>

改正年	改正内容
昭和39年 (続)	<p>応じて「中会社」「小会社」とする方法をとった。そして評価方式は、「大会社」は「類似業種比準価額」、 「小会社」は「1株当たりの純資産価額」、「中会社」は「類似業種比準価額」と「1株当たりの純資産価額」の併用方式（類似業種比準価×L+1株当たりの純資産価×（1-L））により評価。</p> <p>（L（0.25～0.75）は棚卸業とそれ以外の業種に分けて、「総資産価額」又は「取引金額」の基準をそれぞれに適用して、その中から最も高い割合を採用する方式）</p> <p>(2) また、取引相場のない株式の評価上の区分として(1)とは別に①「開業前又は休業中である会社の株式」と②「清算中である会社の株式」のカテゴリーが設けられ、前者は純資産価額方式により、後者は清算見込金額の課税時期から分配を受けると見込まれる日までの期間に应ずる年8分の複利現価の額により評価。</p> <p>(2) 配当還元方式の導入</p> <p>(3) 純資産価額方式の計算方法の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 準備金等は負債として取り扱わない。 ・ 税金について、一定の要件を満たすものは負債として取り扱う。 ・ 配当金額及び役員賞与について、一定の要件を満たすものは負債として取り扱う。 <p>(4) 類似業種比準方式の改正</p> <p>【改正前】</p>

改正年	改正内容
昭和39年 (続)	$A \times \frac{\left[\frac{\text{㊸}}{B} + \frac{\text{㊹}}{C} + \frac{\text{㊺}}{D} + 3 \right]}{6}$ $A \times \frac{\left[\frac{\text{㊸}}{B} + \frac{\text{㊹}}{C} + \frac{\text{㊺}}{D} \right]}{3}$ <p>(注)</p> <p>A = 類似業種の株価 B = 類似業種の1株当たりの配当金額 C = 類似業種の1株当たりの利益金額 D = 類似業種の1株当たりの純資産価額 ㊸ = ㊹ × B / C ㊹ = 評価会社の1株当たりの利益金額 ㊺ = 評価会社の1株当たりの純資産価額</p> <p>【改正後】</p> $A \times \frac{\left[\frac{\text{㊸}}{B} + \frac{\text{㊹}}{C} + \frac{\text{㊺}}{D} + 3 \right]}{6}$ $A \times \frac{\left[\frac{\text{㊸}}{B} + \frac{\text{㊹}}{C} + \frac{\text{㊺}}{D} + 1 \right]}{4}$
昭和41年	<p>法人税法上認容されている退職給与引当金を、類似業種比準方式におけるDの計算及び純資産価額方式の計算に当たって、負債として取り扱うこととした。(昭41.12.12直資3-20)</p> <p>(注) 当時の類似業種比準方式における㊺の計算(現行とは相違) 総資産(簿価) - [負債(簿価) - 価格変動準備金等の準備金・引当金]</p>

改正年	改正内容
昭和39年 (続)	<p style="text-align: center;">↑</p> <p style="text-align: center;">改正の結果、退職給与引当金が除かれた。 (参考) 個人の事業用財産についても同様に措置された。</p>
昭和44年	<p>類似業種比準方式におけるBの計算方法の改正を行った。(昭44.7.23直資3-19)</p> <p>【改正前】</p> <p>① 同族株主が取得した株式の②評価にあたって、③を「配当性向」によって計算</p> $\text{③} = \text{②} \times \frac{\text{B}}{\text{C}}$ <p>【改正後】</p> <p>① 実際の配当金額に ② 直前期及び直前々期の2年間の平均額により計算</p>
昭和47年	<p>上場株式等の評価方法の改正を行った。(昭47.6.20直資3-16)</p> <p>I 上場株式の評価方法の改正 (続)</p> <p>【改正前】</p> <p>①又は②のうちいずれか低い方の価額により評価</p> <p>① 課税時期の最終価額 ② 課税時期の属する月の毎日の最終価格の月平均額</p> <p>【改正後】</p> <p>①～④のうち最も低い価額により評価</p> <p>① 課税時期の最終価格 ② 課税時期の属する月の毎日の最終価格の月平均額 ③ 課税時期の属する月の前月の毎日の最終価格の月平均額 ④ 課税時期の属する月の前々月の毎日の最終価格の月平均額</p>

改正年	改正内容
昭和47年	<p>II 気配相場のある株式の評価方法の改正</p> <p>【改正前】 課税時期の取引価額（高値と安値のある場合は、その平均額）により評価</p> <p>【改正後】 評価額＝〔課税時期の取引価格（高値と安値のある場合は、その平均額）＋類似業種比準価額〕÷2 ただし、上記により計算した金額が課税時期の取引価格を超える場合には、課税時期の取引価格により評価</p> <hr/> <p>III 取引相場のない株式の評価方法の改正</p> <p>(1) 会社規模区分の判定基準（大・中・小会社の判定基準）のうち、総資産価額基準及び年間取引金額基準を改定（引上げ）</p> <p>(2) 類似業種比準方式の計算式等の改正</p> <p>① 計算式</p> <p>【改正前】 次の算式によって計算した金額のうちいずれか低い方の金額による。</p> $A \times \left(\frac{\frac{B}{C} + \frac{D}{E} + 3}{6} \right) \quad A \times \left(\frac{\frac{B}{C} + \frac{D}{E} + 1}{4} \right)$ <p>【改正後】</p> $A \times \left(\frac{\frac{B}{C} + \frac{D}{E}}{3} \right) \times 0.7$ <p>② 類似業種の株価</p> <p>【改正前】 課税時期の属する月の平均株価に比準</p>

改正年	改正内容
昭和47年 (続)	<p>【改正後】 課税時期の属する月以前3か月の各月の平均株価のうち最も低い金額の比準</p> <p>③ 純資産価額(⑩)の計算方法</p> <p>【改正前】 総資産(簿価)－〔負債(簿価)－価格変動準備金等の準備金・引当金(退職給与引当金を除く)〕</p> <p>【改正後】 資本金＋資本積立金＋利益積立金</p> <p>④ 類似業種比準価額に対する純資産価額(相続税評価額)による、いわゆる「頭打ち」制度を導入</p> <p>(3) 純資産価額方式の計算方法の改正 資産の評価替えにより生じる評価差額に対する法人税額等相当額の控除を導入</p> <p>(4) 配当還元方式の適用範囲の拡大 同族株主のいる会社の同族株主以外の株主及び同族株主のいない会社で株式の所有割合が5%未満のグループに属する株主の取得した株式を配当還元方式によって評価</p>
昭和53年	<p>取引相場のない株式の評価方法の改正を行った。(昭53.4.1直評5)</p> <p>1 配当還元方式の適用範囲の拡大 「中心的な同族株主」基準の導入等によって、配当還元方式の適用範囲を拡大</p> <p>2 類似業種比準方式におけるCの金額の計算方法の改正 【改正前】 直前期1年間の金額により計算する。 【改正後】 直前期1年間の金額又は2年間の平均額のいずれか低い方の選択を認めた。</p> <p>3 純資産価額方式における評価減</p>

改正年	改正内容
昭和53年 (続)	同族グループの持株割合が50%未満のときは、20%の評価減を行う。
昭和58年	<p>事業承継税制についての税調答申の主旨に沿って、取引相場のない株式の評価方法の改正を行った。(昭58.4.8直評5)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小会社の株式の評価方法の改正 純資産価額方式と類似業種比準方式との併用方式(L=0.5)を選択することを認めた。 2 類似業種比準方式の計算方法の改正 <ol style="list-style-type: none"> ① 業種分類選択の弾力化(小分類と中分類の選択及び中分類と大分類の選択を認めた。) ② 前年平均株価の選択を認めた。 ③ 中会社におけるLの割合の引上げ(0.25を0.5に引上げ) 3 その他(商法改正に伴う整備) 株主の態様の判定における議決権を有しないこととされる株式がある場合の発行済株式数の取扱いを整備 <p>評価基本通達の改正に伴い、取引相場のない株式の評価明細書等の改正を行った。(昭58.5.20直評9)</p>
昭和59年	医療法人の出資の評価の規定を新設し、類似業種比準方式の計算において「配当」を比準要素から除いた。(昭59.7.18直評7)
平成2年	<p>株式取引等の実態にかんがみ、株式及び出資の評価の適正化を図るため、上場株式等の評価方法の改正を行った。(平2.8.3直評12)</p> <ol style="list-style-type: none"> I 上場株式の評価方法の改正 負担付贈与等により取得した上場株式の価額は、課税時期の最終価格により評価

改正年	改正内容
平成2年 (続)	<p>II 気配相場等のある株式の評価方法の改正</p> <p>「公開途上にある株式」の新設により、評価単位の名称を「気配相場等のある株式」に改めるとともに、その評価方法等の改正を行った。</p> <p>(1) 登録銘柄及び店頭管理銘柄</p> <p>① 上場株式に準じた方法により評価</p> <p>② 負担付贈与等により取得した登録銘柄等の価額は、課税時期の取引価格により評価</p> <p>(2) 開発途上にある株式</p> <p>① 新たな評価単位として、証券取引所等により公開が公表された株式を「公開途上にある株式」として区分</p> <p>② 公開価格により評価</p> <p>(3) 国税局長の指定する株式</p> <p>① 指定要件を改めた。</p> <p>【改正前】 <u>時事の報道を目的とする日刊新聞に毎日の取引価格が掲載されているもの</u></p> <p>【改正後】 日刊新聞に<u>定期的に</u>取引価格が掲載されているもの</p> <p>(注) 日本証券業協会の内規に定める登録基準の改正に伴う改定も行った。</p> <p>② 負担付贈与等により取得した国税局長の指定する株式の価額は、課税時期の取引価格により評価</p> <p>(4) 気配相場等のある株式の取引価格等の特例</p> <p>① 登録銘柄及び店頭管理銘柄で課税時期に取引価格がないものについては、課税時期の属する月以前3か月以内の課税時期に最も近い日の取引価格を課税時期の取引価</p>

改正年	改正内容
平成2年 (続)	<p>格とするなどの改正を行った。</p> <p>② 課税時期前一定期間内に取引価格がない場合には、「取引相場のない株式」として取り扱わず、課税時期以前の取引価格等を勘案して個別に評価することに改めた。</p> <p>III 取引相場のない株式の評価方法の改正</p> <p>(1) 純資産価額方式の計算方法</p> <p>① 評価会社が課税時期前3年以内に取得(新築)した土地等及び建物等については、課税時期における通常の取引価額により評価して純資産価額を計算する。</p> <p>② 負債に含まれる法人税額等の額に「消費税額」を追加する等の改正を行った。</p> <p>③ 評価会社が有する株式等の純資産価額の計算において、評価差額に対する法人税額等相当額を控除しないこととした。</p> <p>(2) 特定の評価会社の株式の評価</p> <p>特定の評価会社の株式を次のように定義し、その評価方法を定めた。</p> <p>① 株式保有特定会社の株式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総資産価額のうちに占める株式等の価額の割合が25%以上〔総評ベース〕(中・小会社は50%以上)の会社の株式 ・ 純資産価額により評価(「S1+S2」方式の選択可。少数株主は配当還元価額による) <p>② 土地保有特定会社の株式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総資産価額のうちに占める土地等の価額の割合が70%

改正年	改正内容
平成2年 (続)	<p>以上〔総評ベース〕(中会社は90%以上)の会社の株式 (小会社は対象としない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 純資産価額により評価(少数株主は配当還元価額による) ③ 開業後3年未満の会社等の株式 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開業後3年未満の会社又は類似業種比準価額の比準要素の金額の2要素以上が直前期、直前々期において0である会社 ・ 純資産価額により評価(少数株主は配当還元価額による) ④ 開業前又は休業中の会社の株式 <ul style="list-style-type: none"> ・ 純資産価額により評価(改正前と同じ) ⑤ 清算中の会社の株式 <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算分配見込金額に基づき評価(改正前と同じ) <p>評価基本通達の改正に伴い取引相場のない株式等の評価明細書等の改正を行った。(平2.12.27直評23)</p>
平成3年	<p>取引相場のない株式の評価において、改正商法の施行に伴い株主の態様の判定における議決権のない株式がある場合の発行済株式数の取扱いを改めた。(平3.3.26直評4)</p>
平成6年	<p>取引相場のない株式を評価する場合の前提となる会社規模の区分基準について、資本金1億円基準に代えて従業員数100人以上の会社を大会社とする改正を行った(総資産価額基準にも従業員数の規模を付加)。</p> <p>(注) 中会社の区分を2区分から3区分に細分化し、Lの割合を拡大した。</p>

(注) 評価差額に対する法人税額等相当額の割合の改正についての記載は省略した。